

令和8年度 歳末たすけあい運動事業 年越し支援金 のご案内

市民の皆様からお寄せいただいた歳末たすけあい募金を元に、支援を必要とする世帯が新たな年を安心して迎えられるように、支援金を贈呈します。

♡ 申請期間 令和8年10月1日(木)～11月27日(金)

♡ 支援金額 一世帯8,000円

※児童扶養手当全部支給対象世帯で、令和9年度小・中・高等学校新入学1年生がいる世帯には入学祝金加算があります。
※加算要件の詳細は裏面をご覧ください。

♡ 対象世帯

① 島田市内在住で、世帯全員が市民税非課税であり、令和8年10月1日現在、次のいずれかに該当する世帯【生活保護世帯は除く】



一人親で中学生以下の子どもがいる世帯の内、児童扶養手当全部支給に該当する世帯



障害児・者のいる世帯の内、(ア)～(ウ)のいずれかに該当する世帯
(ア) 身体障害手帳1・2級 (イ) 療育手帳A・B (ウ) 精神保健福祉手帳1・2級



満75歳以上の高齢者のみの世帯

② 島田市内在住で、上記に該当しないが、経済的に困窮している世帯

♡ 申請方法 島田市社会福祉協議会へ申請書類へ必要書類を添付の上、郵送または窓口へご持参ください。

※申請書の提出についての詳細は裏面をご覧ください。

♡ 申請書取得方法

- ・島田市社会福祉協議会のホームページからダウンロード
- ・島田市社会福祉協議会の窓口（本所・川根支所）にて配布
- ・市役所の支所（川根・金谷）、公民館（初倉・六合・金谷）、ふれあいセンター（北部・初倉・西部）、農村環境改善センター（大津・伊久美）、川根地区センターへ配架

ホームページはこちら↓



「歳末たすけあい運動事業」とは
地域の皆様、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設、関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、様々な福祉活動を展開する事業です。

島田市社会福祉協議会 0547-35-6244

1、支援金額について

- (1) 基本金額 一世帯 8,000円
- (2) 加算額 一人につき 5,000円

【加算要件】

児童扶養手当全部支給の対象世帯で、令和9年度小・中・高等学校新入学1年生がいる世帯

- 小学校入学 令和2年4月2日～令和3年4月1日までに生まれた人
- 中学校入学 平成26年4月2日～平成27年4月1日までに生まれた人
- 高等学校入学 平成23年4月2日～平成24年4月1日までに生まれた人

2、申請書の提出について

- (1) 申請方法 申請書に必要事項を記入の上、下記の証明書類を添付。 ※必須



一人親で中学生以下の子どもがいる世帯の内、児童扶養手当全部支給に該当する世帯

・課税証明書
※大学生・専門学校生・高中学生以下は不要
・令和8年11月1日以降の児童扶養手当全部支給証明書の写し
・振込口座



障害児・者のいる世帯の内、
(ア) 身体障害手帳1・2級
(イ) 療育手帳A・B
(ウ) 精神保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当する世帯

・課税証明書
※大学生・専門学校生・高中学生以下は不要
・該当する障害者手帳の写し
・振込口座



満75歳以上の高齢者のみの世帯

・令和8年度介護保険料特別徴収通知書、または、令和8年度介護保険料納入通知書の写し
・課税証明書 ※上記が準備できない場合
・振込口座

島田市内在住で、上記に該当しないが、経済的に困窮している世帯

直近3か月の所得がわかるもの、現在働いていないことがわかる書類 ※審査は、職員との面談等により決定します。

※世帯とは ①住居や家計を共にする人たち（例：夫婦、親子、きょうだい、親族同士）
②独立して住居を維持する単身者（例：ひとり暮らし）
③住民票が別々であっても生計を同じくする人、世帯

- (2) 提出方法 島田市社会福祉協議会へ直接持参するか郵送してください。
 - (3) 受付期間 令和8年10月1日（木）～令和8年11月27日（金）
- ※注意 記入漏れがある場合には審査ができません。

3、その他

- ・対象要件の確認等、市担当課への問い合わせはお控えください。
- ・身体が不自由などの理由でご自分で申請することが困難な場合は、島田市社会福祉協議会へご相談ください。
- ・虚偽の記載内容があった場合には、支援金の返還を求める場合があります。
- ・申請書にご記入いただいた内容は、本事業と本協議会の関連する事業以外の目的には使用いたしません。
- ・申請書は島田市社会福祉協議会（本所、川根支所）で配布、または下記ホームページより「ダウンロードできます。

お問合せ・申請先 島田市社会福祉協議会

〒427-0056 島田市大津通2番の1
電話 0547-35-6244 / FAX 0547-34-3261
受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日は除く）

